

第1章 事業の名称及び事業者の名称等

1 事業の名称

安佐南工場建替事業

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者：名称 広島市（環境局施設部施設課）

代表者 広島市長 秋葉 忠利

主たる事務所の所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

第2章 事業の目的及び内容

1 事業の目的

(1) 広島市のごみ処理状況

ごみ処理の基本方針

広島市では、昭和50年7月に「ごみ非常事態宣言」を発し、昭和51年6月からは市民と行政の協力によって5種類分別収集を開始するなど、ごみの減量・資源化に努めてきました。

その結果、ごみの分別収集は、今や当然のこととして市民に定着し、市民一人当たりのごみ排出量は政令指定都市の中でも非常に少ない数値になるなど、ごみの減量、資源化に大きな成果を挙げてきました。

しかし、社会経済情勢が著しく変化する中で、プラスチックごみや事業ごみの増加、さらには市町村が適正に処理することが困難な、複合素材からなる廃棄物や有害物質を含む廃棄物の増加など、ごみ質の多様化とごみの排出量の増加が進み、併せて最終処分場（埋立地）のひっ迫など、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確保に影響を与えることが懸念される状況にあります。

今日のごみ問題は、製造過程も含めた社会全体の問題として取り組むべき新たな転換期に来ており、市民、事業者及び行政がそれぞれの責務と役割を果たし、お互いに協力しながら、21世紀の循環型社会形成に向けて取り組んでいく必要があります。このため、広島市では、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」を基本理念とし、この基本理念を実現する将来像として、次の3つを掲げ、各施策を展開していくことにしています。

ア ごみを出さない社会システムの構築を目指す都市

市民・事業者が、高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組む都市を目指します。

市民の誰もが、買い物をするときは、買い物袋を持参し、使い捨て商品の購入を控え、リサイクルしやすい商品や再生原料を使用した商品の積極的な購入を進めます。

事業者は、できるだけごみになりにくく、リサイクルしやすい商品の開発・製造を進めます。

行政は、市民や事業者のごみの減量がスムーズに進むよう、必要な情報提供や啓発・指導等を行います。

イ ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減する都市

環境に与える影響を考慮し、ごみを、経済的、技術的に可能な限り資源として活用する都市を目指します。

事業者は、商品の製造から販売、使用、廃棄まですべての段階を含む環境影響評価（ライフサイクルアセスメント）の考え方を取り入れるなどにより、環境への負荷低減を進めます。

新たなリサイクル産業を創出し、これまで不用としていたごみを、できるだけ循環するシステムに変更するとともに、環境への負荷がかからないよう、適正な処理を行い、埋立処分する量を可能な限り少なくします。

ウ 美しく快適に暮らせる都市

広島に住んでいて良かったと思い、広島に来られる方が美しい都市と感じ、住んでみたいと思うような、ごみのない、美しく清潔な都市を目指します。

焼却処理の現状

広島市では、「可燃ごみ」と家庭から排出される「その他プラ」¹の2種類を焼却処理しており、「可燃ごみ」は全工場で、「その他プラ」は中工場で焼却処理を行っています。

平成15年度(2003年度)までの1日当たり平均焼却量は、実処理能力²を超え、非常に厳しい処理状況が続いていました。

平成16年度(2004年度)の中工場の建替整備により、実処理能力は1,056 t となり、現在の1日当たり平均焼却量は、実処理能力の範囲内となっています。

1: その他プラ: 容器包装を除くプラスチック類をいいます。

2: 実処理能力: 補修点検期間による休炉及び平均稼働率を考慮した処理能力をいいます。実処理能力は、公称処理能力の約73.6%となります。

(2) 建設の目的

焼却施設の配置計画

現在、焼却施設は5施設あり、市全体の公称処理能力は1,435 t /日、施設の配置状況は、図2-1.1のとおりです。

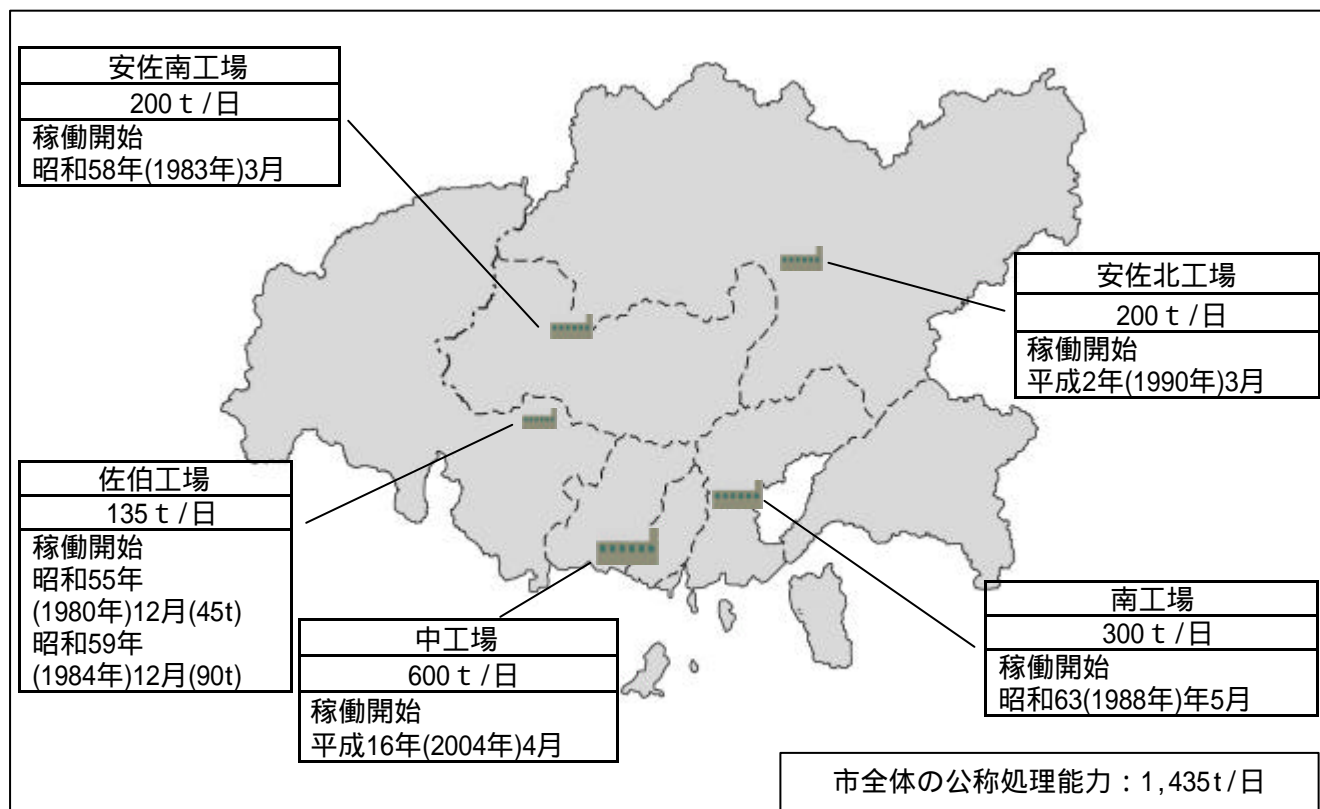


図 2-1.1 現行の施設配置状況

< 将来構想 >

平成12年度(2000年度)時点での将来構想では、市全体の施設規模を公称処理能力で1,800 t /日と計画していました。

しかし、今後は、市民、事業者、行政が一体となつての取り組みによる可燃ごみ排出量の削減、埋立地の負担軽減のために事業系プラスチックの熱回収(サーマルリサイクル)の実施、安定的な焼却体制の維持や施設更新などを考慮し、市全体の公称処理能力を1,300 t /日に変更します。

また、国は、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類の排出削減に対応するため、ごみ処理の広域化が必要であり、焼却施設は、熱回収(サーマルリサイクル)推進の観点から公称処理能力300 t /日以上が望ましいとしています。

このため、経済性、ダイオキシン類の発生抑制、ごみ発電などの余熱の積極利用、ごみ収集、運搬効率、危機管理などを総合的に考慮し、市域を3地区(中部地区、北西部地区、南東部地区)に区分し、各地区に焼却施設を整備します。

新安佐南工場の整備

北西部地区では、安佐南工場、安佐北工場及び佐伯工場の3工場が稼働しています。

安佐南工場及び佐伯工場は耐用年数の目安である稼働期間25年が間近に迫り、安佐北工場も約10年後にはその時期を迎えます。

このため、ダイオキシン類の発生の抑制、ごみ発電など余熱の積極利用が図れるよう、北西部地区の3工場の機能を集約して、安佐南工場を新しく建替えます。

また、新安佐南工場は埋立地の負担軽減のため、事業系廃プラスチックの熱回収(サーマルリサイクル)が可能な施設とします。

なお、3工場体制後の将来的な施設配置計画は、図2-1.2、処理区域は、表2-1.1のとおりです。

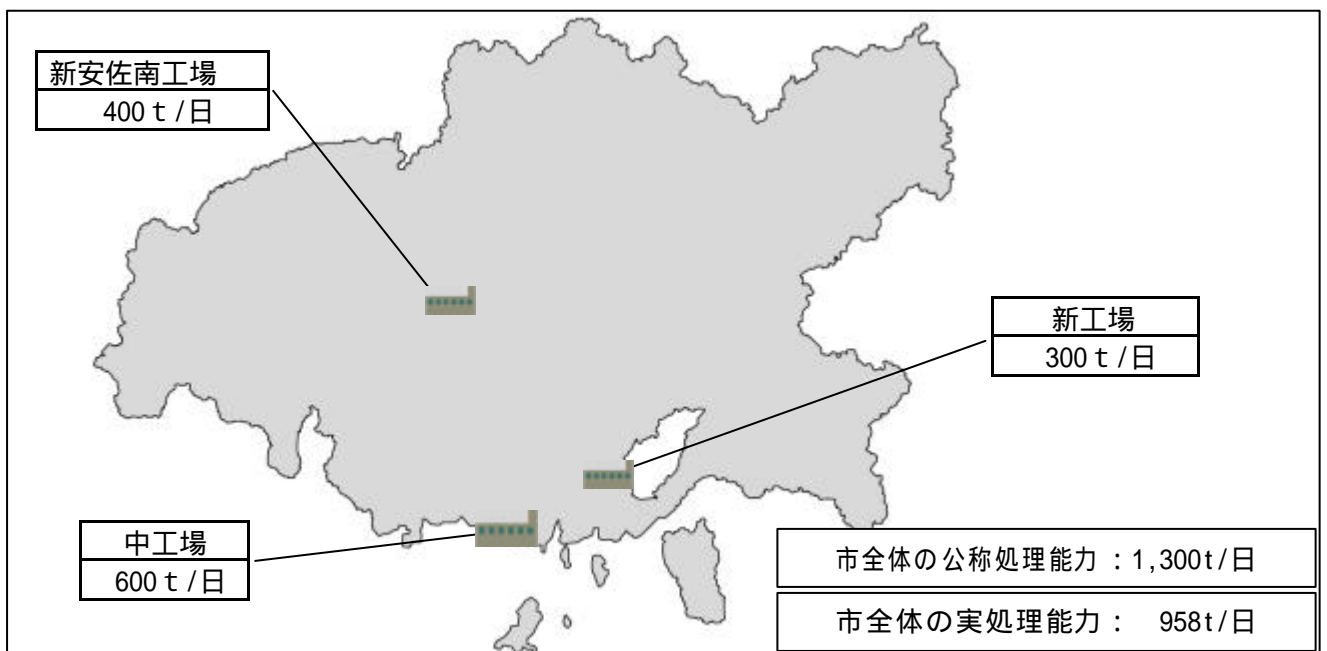


図 2-1.2 将来構想での施設配置計画

表2-1.1 将来構想での処理区域

区 分	処 理 区 域
中部地区（中工場）	主に中区、東区及び西区
北西部地区（新安佐南工場）	主に安佐南区、安佐北区及び佐伯区
南東部地区（新工場）	主に南区及び安芸区

2 事業の内容

(1) 事業の名称

安佐南工場建替事業

(2) 事業の種類

廃棄物焼却施設の設置

(3) 事業の規模

処理能力：400t/日（連続運転式）予定

新安佐南工場の1日当たりの焼却処理量は、処理区域の可燃ごみ排出量、熱回収（サーマルリサイクル）する事業系廃プラスチック量により、実処理能力284 t（公称処理能力に換算すると386 t）が必要となるため、施設規模は、公称処理能力400 t /日とします。

(4) 事業の実施計画地

広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫3990番地（現工場敷地内）

敷地面積 約3ha

（図2-2.1及び図2-2.3参照）

(5) その他既に決定されている対象事業の内容

焼却するごみの内容： 主に、家庭系可燃ごみ（生ごみ、再生のきかない紙くず、木くず等）、大型ごみ等の資源化残渣、事業系可燃ごみ、事業系廃プラスチック、都市美化ごみ

ごみの処理区域： 主に安佐南区、安佐北区、佐伯区

稼働開始時期： 平成25年度を予定

焼却灰等の処理： 溶融固化

余熱利用： 発電設備の設置、温水利用

排水処理： 排ガス洗浄排水などの焼却処理に伴う排水は、適正な処理を行った上、一部を場内で再利用し、その他を公共下水道に放流します。

また、生活排水は全て公共下水道へ放流します。

処理の基本的な流れ： 図2-2.2に示すとおり

煙突排出ガス条件： 表2-2.1に示すとおり

ごみ収集車の運行ルート： 主に西風新都外環状線を利用します。ただし、西風新都外環状線が整備されるまでは、主に中筋沼田線、西風新都中央線、伴中央線、伴南線、西風新都外環状線（整備済み区間）、市道瀬戸大下線、主要地方道広島湯来線、主要地方道広島豊平線を利用します。

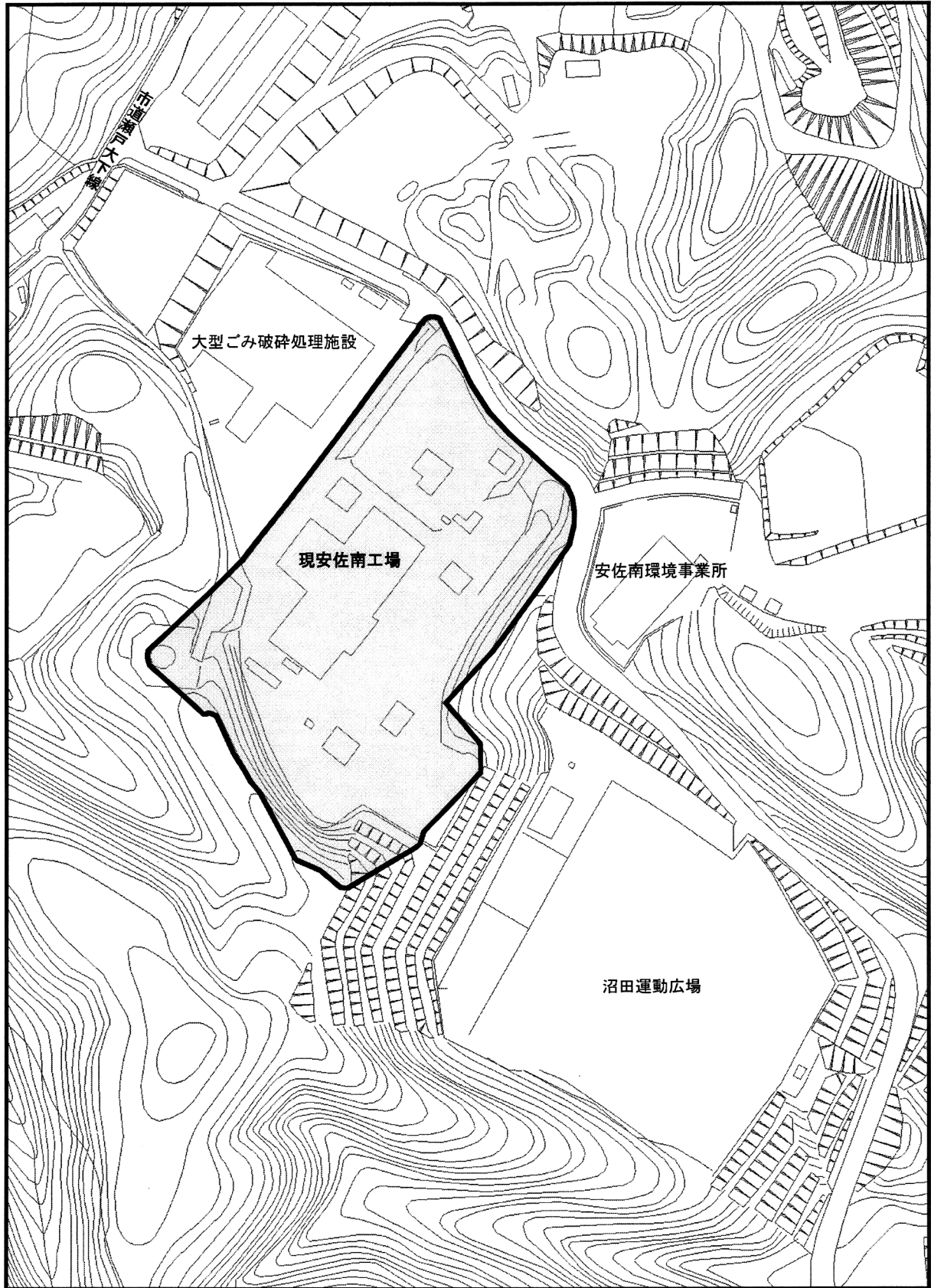
（図2-2.3参照）

ごみの搬入体制：終日（休日、祝日を含む。ただし、年末、年始は除く。）

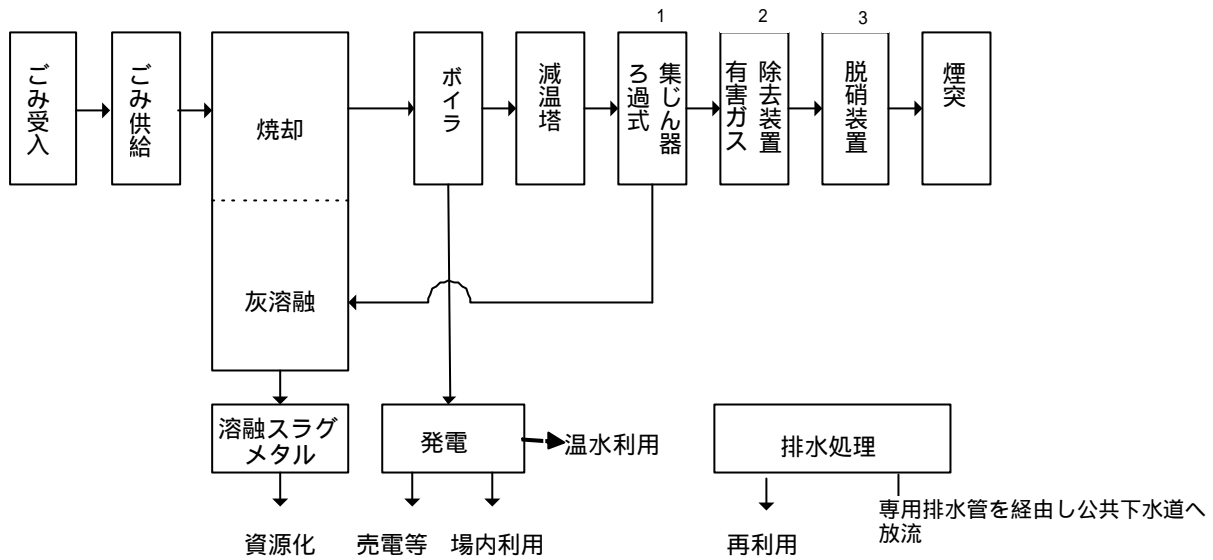
ごみ収集車の搬入台数：

工場稼働開始時の 搬入見込台数 (平成25年度)	将来構想年次の 搬入見込台数 (平成36年度)
約200台/日	約230台/日

工事スケジュール案： 表2-2.2に示すとおり



<p>凡 例</p>	<p>S=1:2,500</p>	<p>図2-2.1</p>
<p>■ 事業計画地</p>	<p>0 25 50 100 200 (m)</p>	<p>事業の実施計画地 位置図</p>



- 1: ろ過式集じん器：ばいじんを除去するとともに、ダイオキシン類を除去する。
- 2: 有害ガス除去装置：硫酸化合物及び塩化水素を除去する。
- 3: 脱硝装置：窒素酸化合物を除去する。

図 2-2.2 処理の基本的な流れ

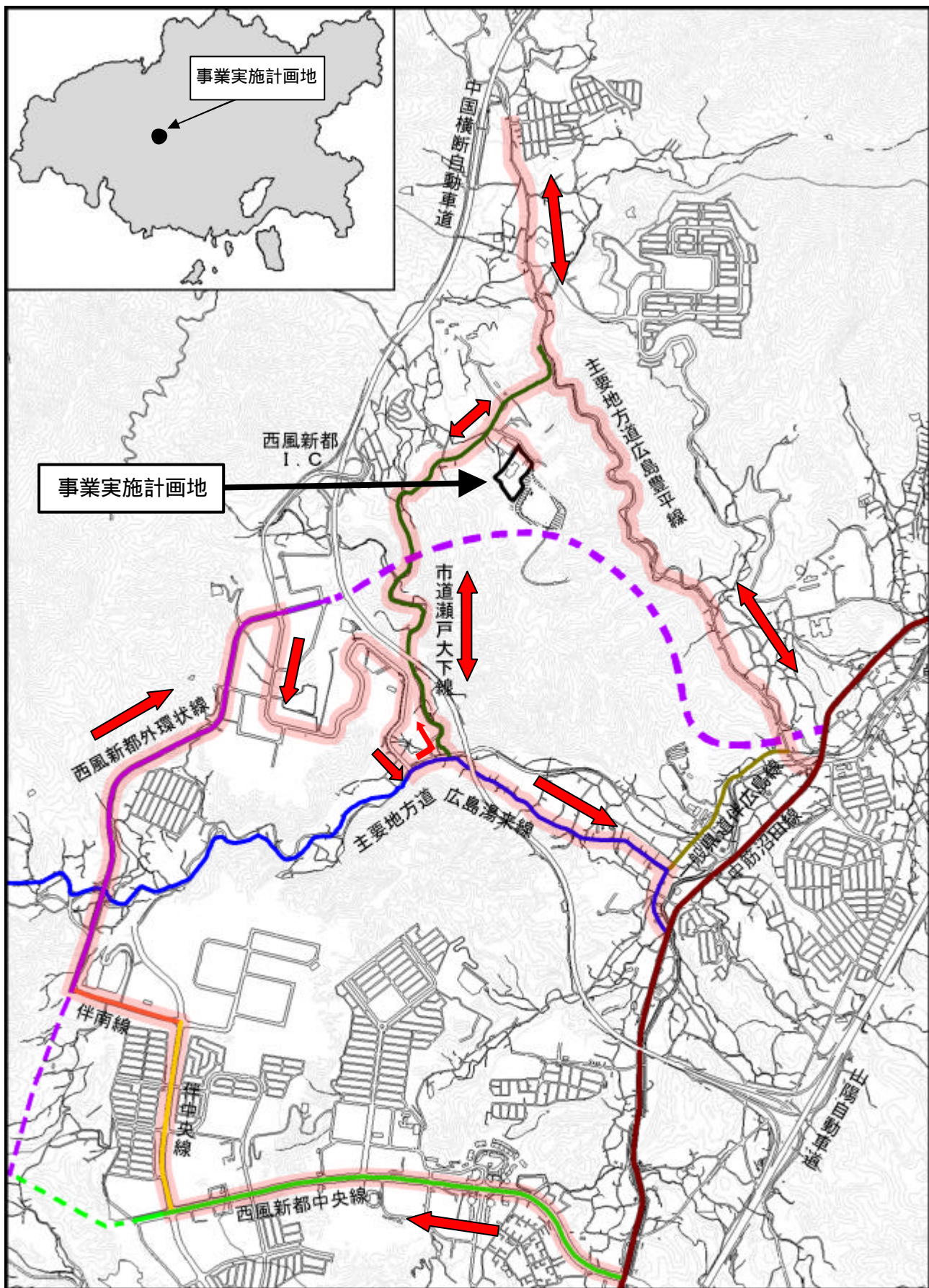
表 2-2.1 煙突排出ガス条件（案）

項目	単位	新工場 (400t/日)	規制基準値
ばいじん	g/Nm ³	0.01	0.02
硫酸化合物	ppm	10	約 620
塩化水素	ppm	30	約 430
窒素酸化合物	ppm	50	250
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.05	0.1
排ガス量(湿り)	Nm ³ /h	約 172,000	
排ガス温度		約 200	
煙突実体高	m	70	

注：高質ごみ(高熱量のごみ)による設定

表 2-2.2 工事スケジュール

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
現工場解体工事							稼働開始
	設計	工事					
建替工事							
	基本設計	実施設計	造成工事				
	基本計画	仕様書作成	焼却プラント工事				
	基本計画	基本設計	実施設計	建築・設備工事			



凡例

- 事業計画地
- ごみ収集車の運行ルート
(未整備道路[点線の道路]は、整備が完了した後、主な運行ルートとします。)

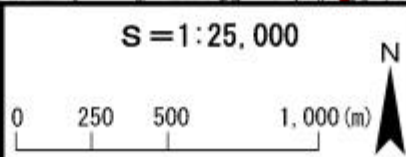


図2-2.3
事業の実施計画地位置図
ごみ収集車運行ルート図